

# 【換地処分に伴う住所変更の諸手続きについて】

## 市の業務に係わる変更手続き

項 目	変更箇所	説 明	担当課
住民票(住民基本台帳)	住所欄	手続きは必要ありません。 住民票等の必要な方は、市民課で発行します。	市民課
印鑑登録証			
個人番号カード	住所欄	市民課窓口で修正いたします。ご本人がカードを持参し、窓口へお申し付け下さい。	
在留カード	住所欄		
国民年金手帳・基礎年金番号通知書 (国民年金第1号被保険者)	住所欄	手続きは必要ありません。	福祉課 子育て未来課 健康づくり課
国民健康保険被保険者証	住所欄	新しい被保険者証を郵送します。	
国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証	住所欄	新しい被保険者証兼高齢受給者証を郵送します。	
国民健康保険被保険者資格証明証	住所欄	新しい被保険者資格証明証を郵送します。	
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	住所欄	新しい限度額適用・標準負担額減額認定証を郵送します。	
国民健康保険限度額適用認定証	住所欄	新しい限度額適用認定証を郵送します。	
国民健康保険特定疾病療養受療証	住所欄	新しい特定疾病療養受療証を郵送します。	
後期高齢者医療被保険者証	住所欄	新しい医療被保険者証を郵送します。	
後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	住所欄	新しい医療限度額適用・標準負担額減額認定証を郵送します。	
後期高齢者医療限度額適用認定証	住所欄	新しい医療限度額適用認定証を郵送します。	
後期高齢者医療特定疾病療養受療証	住所欄	新しい医療特定疾病療養受療証を郵送します。	
子ども医療受給者証	住所欄	新しい受給者証を郵送します。	
介護保険被保険者証	住所欄	新しい保険者証を郵送します。	
介護保険負担割合証	住所欄	新しい負担割合証を郵送します。	
介護保険負担額減額認定証	住所欄	新しい負担限度額認定証を郵送します。	
介護保険特定負担限度額認定証	住所欄		
精神障害者保健福祉手帳	住所欄	福祉課窓口で修正いたします。手帳をご持参の上、福祉課へお越しください。	
障害者自立支援医療費受給者証 (精神通院)	住所欄	福祉課窓口で修正いたします。手帳をご持参の上、福祉課へお越しください。	
身体障害者手帳	住所欄	福祉課窓口で修正いたします。手帳をご持参の上、福祉課へお越しください。	
療育手帳	住所欄	福祉課窓口で修正いたします。手帳をご持参の上、福祉課へお越しください。	
障害者自立支援医療費受給者証 (更生医療・育成医療)	住所欄	次の更新の際に変更します。	
障害者福祉サービス受給者証	住所欄	次の更新の際に変更します。	
重度心身障害者医療受給者証	住所欄	手続きは必要ありません。	
ひとり親家庭等医療費受給者証	住所欄	新しい受給者証を郵送します。	
心身障害者扶養共済証書	住所欄	手続きは必要ありません。住所の書換えを希望される方は福祉課までお越しください。	
児童扶養手当証書	住所欄	現況届の際に書換え手続を行います。	
特別児童扶養手当証書	住所欄	現況届の際に書換え手続を行います。	
戦傷病者手帳	住所欄	福祉課へ手帳をお持ちください。県へ進達します。	
土地課税台帳	所在地	税務課で書換えます。 令和7年度課税分の通知書から、新地番等に変更になります。	税務課
家屋課税台帳	家屋番号		
バイク(50ccから125ccまで)	住所欄		

## 【換地処分に伴う住所変更の諸手続きについて】

ご自身で変更していただくもの

項 目	変更箇所	説 明	問 合 せ 先	
土地登記簿 建物登記簿	表題部の 所在地番 家屋番号	表題部の変更は施行者(市)が囑託します。 登記簿に記載されている登記名義人等の住所については施行者(市)では変更できませんので、各自でお願いします。 住所の変更をされる場合は市発行の地番変更証明書を添付すれば登録免許税は無料になります。	佐賀地方法務局 武雄支局 0952-22-2435	
商業登記簿	法人の所 在り地及び 代表者の 住所	所在地を管轄する佐賀地方法務局へ、すみやかに届出をしてください。詳しくは佐賀地方法務局へお問い合わせください。	佐賀地方法務局 0952-26-2148	
運転免許証	住所欄	すみやかに手続きをしてください。	運転免許センター 及び警察署	
車 検 証	普通自動車	住所欄	手続きが必要です。	
	250cc以上二輪	住所欄	市が発行する住民票、車検証、認印等が必要です。 (右記に確認のうえ、手続きを行ってください。)	
	軽自動車	住所欄		
預金通帳 キャッシュカード	住所欄	個別にお問い合わせください。	各金融機関	
有価証券	住所欄	個別にお問い合わせください。	各証券会社	
年 金	国民年金 受給中の 方	住所欄	手続きは必要ありません。	日本年金機構 武雄年金事務所 0954-23-0121
	厚生年金 受給中の 方			
	共済年金 受給中の 方	住所欄	各共済組合の用紙で申請してください。	各共済組合
年 金	国民年金 加入中の 方	住所欄	手続きは必要ありません。	日本年金機構 武雄年金事務所 0954-23-0121
	厚生年金 加入中の 方	住所欄	事業所(勤務先)への届出が必要です。	各事業所(勤務先)
	共済年金 加入中の 方	住所欄	各共済組合へ確認してください。	各共済組合
健 康 保 険 証	社会保険	住所欄	各事業所(勤務先)へ確認してください。	各事業所(勤務先)
	組合健康保険	住所欄	個別にお問い合わせください。	各健康保険組合
	共済保険	住所欄	個別にお問い合わせください。	各共済組合
生命保険等	住所欄	個別にお問い合わせください。	各生命保険会社	
電気	住所欄	領収書等を確認のうえ、個別にお問い合わせください。	九州電力	
ガス	住所欄	個別にお問い合わせください。	各ガス会社	
上水道	住所欄	佐賀西部広域水道企業団で変更します。	佐賀西部広域水道企業団 0952-68-2225	
下水道	住所欄	佐賀西部広域水道企業団で変更します。(個人設置の浄化槽については、市への届出は不要です。)	佐賀西部広域水道企業団 0952-68-2225	
電話	住所欄	電話番号の変更はありません。電話帳に記載の住所は、電話帳の次回発行時にNTTの方で変更されます。	NTT西日本 佐賀支店 局番なし 116	
携帯電話		個別にお問い合わせください。		
郵便関係		郵便番号は変わりません。		
NHK受信料	住所欄	ご自身で、届出をお願いします。	日本放送協会	
小中学校	住所欄	個別にお問い合わせください。	各学校	
パスポート	本籍欄	パスポートに書いてある事項(氏名・本籍等)に変更が生じた場合は訂正申請することもできます。	佐賀県庁 国際課 0952-25-7005	